

令和8年度 五所川原市妊婦健診アクセス支援事業のお知らせ

妊婦さんが妊婦健診を受けるために遠方の産科医療機関等へ移動する際にかかる交通費の一部費用を助成します。

●助成対象者

市に住民票がある方で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。

- (1) 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地)から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね60分^{*1}以上の移動時間を要する妊婦
- (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センター等^{*2}で妊婦健診を受診する必要があり、住所地から最も近い周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦
- (3) 妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であっても当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期(概ね妊娠32週頃)等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね60分以上の移動を要する妊婦

●助成金額(上限額:実際にかかった金額)

- ・住所地から産科医療機関等までの移動に要した費用(往復分)について、14回を上限。
- ・五所川原市の旅費規程に準じて算出した額×0.8

●申請に必要なもの^{*3}

1. 妊婦健診アクセス支援事業助成申請書(青森県妊婦健診アクセス支援事業実施要綱第2号様式)
2. 五所川原市妊婦健診アクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
3. 母子健康手帳の写し(診療日、出産予定日記載部分)
4. 交通費に係る領収書等(有料道路利用時)※タクシーは対象外

●請求に必要なもの

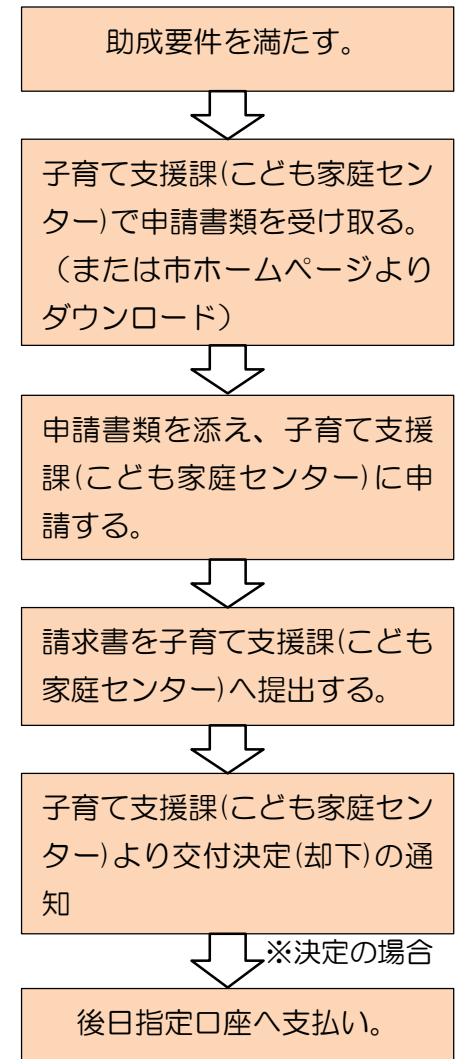
1. 五所川原市妊婦健診アクセス支援事業助成金交付請求書(様式第3号)
2. 通帳

※1 「概ね60分」は、妊婦が選択した移動手段(タクシー除く公共交通機関、自家用車)において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した標準的な移動時間とする。

※2 周産期母子医療センター等は、県内では青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、国立病院機構弘前総合医療センター、八戸市立市民病院、むつ総合病院のみとなります。里帰りの方は、事前にご相談ください。

※3 申請・請求書類は子育て支援課にて配布、または市ホームページよりダウンロードできます。

●手続きの流れ●



【問い合わせ】

五所川原市福祉部子育て支援課
こども家庭センター
0173-35-2111(内線2482)